

個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年9月19日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

h.iwase@nishimura.com

[菊地 浩之](#)

h.kikuchi@nishimura.com

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[五十嵐 チカ](#)

c.igarashi@nishimura.com

[松本 絢子](#)

a.matsumoto@nishimura.com

[菅 悠人](#)

y.suga@nishimura.com

本ニュースレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2024年7月及び8月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

- 2024年8月20日、厚生労働省は、ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）に関する [Q&A](#) を公表した。昨年成立した「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（いわゆるゲノム医療推進法）において、ゲノム情報による不当な差別等への適切な対応の確保に関する条項が盛り込まれたこと等をふまえ、労働分野におけるゲノム情報に関する基本的な考え方を示したものである。

2. 米国

- 2024年6月28日、ペンシルバニア州の個人データ侵害通知法が改正された。改正法のもとでは、パスワード等と組み合わされたユーザーネーム又はeメールアドレス、生命保険情報及び州政府が保有する医療情報も漏えい報告の対象となる「個人情報」に該当する。また、500人以上の州民に対して漏えい等が生じた旨の通知を行った場合には、ペンシルバニア州の司法長官事務所に対しても漏えいの概要等を通知する義務が追加された。加えて、一定の場合には、影響を受けた州民に対して、自己の信用情報（credit report）へのアクセス及びクレジットモニタリングサービスを無償で提供する義務も追加された。改正法は2024年9月26日に施行される。

3. 欧州

- 2024年6月19日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、法執行指令（Law Enforcement Directive）37条に関するガイドラインの最終版を [採択](#) した。同ガイドラインは、法執行の分野で権限を有するEU加盟国の当局から第三国の当局又は国際機関へ個人データを移転することに関し、法執行指令37条の

適用に関する指針を示すものである。

- 2024年7月1日、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU EPA）に新たに追加された「データの自由な流通に関する規定」が発効した。
- 2024年7月11日、欧州司法裁判所（CJEU）は、消費者団体により GDPR80 条 2 項に基づき団体訴訟が提起された事案において、GDPR80 条 2 項に基づく団体訴訟には、提訴要件として、提訴主体が「個人データの処理の結果データ主体の権利が侵害されたと判断すること」が必要とされるところ、個人データの処理の前提となる情報提供義務（GDPR12 条 1 項前段及び 13 条 1 項（c）及び（e））の違反の結果個人データの権利が侵害されると判断する場合であっても、当該提訴要件を充足するとの判決を下した。
- 2024年7月11日、欧州司法裁判所（CJEU）は、後見人の下に置かれた人物に関して職務上の義務を履行した元後見人が、GDPR 上、当該人物に関して保有する個人データの「管理者」に分類されるとの判決を下した。
- 2024年7月12日、EU の AI Act が官報に掲載された。AI Act は、官報掲載から 20 日後に発効する。例えば、禁止されている AI システムに適用される義務については、2025 年 2 月 2 日に適用が開始されるが、一部の規定を除き、原則として 2026 年 8 月 2 日から適用が開始される。
- 2024年7月16日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、AI Act の枠組みにおけるデータ保護当局（DPA）の役割に関する声明を採択した。各加盟国は、AI Act に基づき、2025 年 8 月 2 日までに国内管轄当局である市場監視局（MSA）を設置する必要があるところ、同声明では、特に、high-risk AI について、DPA が MSA として指定されることが望ましいとされている。
- 2024年7月16日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、EU-US Data Privacy Framework（DPF）に関する 2 つの FAQ を採択した。個人向け FAQ では、DPF の機能（苦情の申立て方法及び苦情の処理のされ方等）について情報提供がされており、事業者向け FAQ では、DPF の参加資格や DPF に参加する米国企業に対して個人データを移転する際に行うべきこと等について説明されている。
- 2024年7月22日、経済開発協力機構（OECD）は、高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範の適用を監視するパイロット段階の実施を公表した。これは、先進的な AI システムを開発する組織の行動が上記の行動規範にどのように合致しているかについての情報を収集することを目的とした報告枠組みをテストするものであり、先進的な AI システムの安全、安心、信頼できる開発、展開及び利用を促進するという G7 の継続的なコミットメントにおける重要なマイルストーンとなるとされている。
- 2024年7月31日、欧州データ保護監督機関（EDPS）は、EU の機関、事務局等から国際機関への個人データの移転に関するモデル管理アレンジメント（Model Administrative Arrangement）を公表した。同モデルは、EU の機関、事務局等が規則（EU）2018/1725 を遵守してデータ移転を行うことができるようにしたもので、データ保護の基本原則に重点を置き、移転先の国際機関において EU の法令で

保証されている保護と本質的に同等の保護のレベルを確保する方法として、必要な保護措置を講じるものである。

- ・ 2024年7月22日、欧州議会は、AI Pactの草案を発表した。AI Pactの草案は、EUのAI法による規制を自主的に先取りするものであり、①AI法のベストプラクティスに関する情報交換を促し、AI法の施行に関する実践的な情報を提供する、②AIシステムの提供者及び利用者にAI法上の規制についての早めの準備を促す、という2つの柱を中心としている。
- ・ 2024年8月6日、欧州評議会（CoE）は、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約108号）の諮問委員会の最終本会議において、ニューロテクノロジーとニューラルデータの使用がプライバシーとデータ保護に与える影響に関する[報告書](#)が提出されたと[発表](#)した。

4. 中国

- ・ 2024年7月12日、「データ安全技術 個人情報保護コンプライアンス監査要件（意見募集稿）」が公表され、同年9月11日まで意見募集が行われた。同監査要件は、個人情報保護法54条、64条の規定するコンプライアンス監査の具体的な監査要件や実施方法等について定めている。
- ・ 2024年7月26日、「国家ネットワーク身分認証公共サービス管理弁法（意見募集稿）」が公表され、同年8月25日まで意見募集が行われた。同管理弁法に基づき、国民は、身分認証アプリを通じてネットワーク番号やネットワーク証明書の発行を自主的に申請し、これを使用することができる。これにより、インターネットプラットフォーム等に他の個人身分情報を提供する必要がなくなり、個人情報が必要以上に収集・保存されることを抑制することができる。
- ・ 2024年8月7日、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会（TC260）により、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—インターネットプラットフォームサービス終了に係るデータ取扱安全要求（意見募集稿）」が公表され、同月22日まで意見募集が行われた。同意見募集稿は、インターネットプラットフォームのサービス終了時の、移転又は継続保存要件を満たす場合を除く個人情報の削除義務等を定めている。

5. ベトナム

- ・ 2024年7月2日、情報通信省は、デジタル技術産業法案に対するパブリックコメントを募集した。この法案は、デジタルテクノロジー業界に適用されるものであり、デジタルトランスフォーメーションとイノベーションを促進することを目的としている。AIについても規定されており、人の権利や利益を侵害する方法での使用が禁止されるほか、AIシステムがリスクの度合いに応じて分類されること等が定められている。

6. タイ

- 2024年8月21日、個人データ保護委員会は、個人データ保護法違反に基づき700万バーツ（約3,000万円）の制裁金を科した事案を公表した。これは同法の下で制裁金が科された初めての事例である。当該事案の詳細は [2024年9月9日号のアジア&個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#) を参照されたい。

7. マレーシア

- 2024年8月26日、サイバーセキュリティ法が施行された。同法には、国家サイバーセキュリティ委員会の設置、国家重要情報インフラ（CII）部門の主導者及び団体の機能と義務、CIIに関するサイバーセキュリティに対する脅威とサイバーセキュリティインシデントの管理、サイバーセキュリティサービスプロバイダーに関する規制、サイバーセキュリティサービスプロバイダーのライセンス取得義務等に関する規定等が定められている。
- 個人情報保護法の改正法案が、2024年7月16日に下院で同年7月31日に上院で可決された。同法案には、罰則の強化、データ処理者のセキュリティ原則遵守の義務化、データ侵害報告の義務化、データ保護責任者選任の義務化、越境移転規制の改正等が規定されている。

8. フィリピン

- 2024年8月12日、フィリピン国家プライバシー委員会は、個人情報管理者及び個人情報処理者による、閉回路テレビシステム（CCTV）の使用に関する最新の政策枠組みに関するNPC通達第2024-02号を公布した。同通達は2024年8月27日に発効し、データプライバシー法の遵守を徹底させるため、CCTVシステムを使用する事業者の責任及び義務を規定している。具体的には、監視区域におけるCCTVに関する告知の掲示、個人情報保護のための合理的かつ適切なセキュリティ対策、記録される個人からのアクセス権等が規定されている。

9. オーストラリア

- 2024年8月15日、2022年財務省法改正法案（Treasury Laws Amendment（Consumer Data Right）Bill）がオーストラリア上院で可決された。同改正法案は、消費者データ権（CDR）に関する制度を改正するものである。CDRとは、特定の事業分野において、消費者の同意の下、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の認可を受けた事業者の間で消費者の個人情報を移転することを可能にする制度であり、消費者が事業者を容易に乗り換えることを可能にするための制度である。2023年7月にCDRに関する規則（Competition and Consumer（Consumer Data Right）Rules）が改正され、現行の制度が施行されたが、事業者がCDRを利用するには導入コストが高い等の様々な課題が指摘されていたところ、今般の改正はかかる課題を解消し、CDRの活用の促進を企図するものである。

10. トルコ

- 2024年7月10日、個人データ保護法の改正（同年3月12日公布、6月1日施行）を受けて「国境を越えたデータの移転の手續及び原則に関する規則」（[2024年7月16日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)で草案公表を紹介したもの）が公布された。個人データ保護法の改正により、データ管理者及びデータ処理者は、2024年9月1日までに、充分性認定のない第三国へのデータ移転に関し、以下を含む保護措置のいずれかを行うことが求められるが、かかる保護措置の実施にあたり、同規則の定める手續等を遵守する必要がある。期限内に必要な保護措置を実施しない場合や、署名版の標準契約について期限内の通知を怠った場合には一定の罰金等が科されるおそれもある。
 - (a) 拘束的企業準則：多国籍企業グループに属するデータ管理者は、企業内のデータ移転に関する拘束的企業準則を策定し、個人データ保護委員会（Personal Data Protection Board）の承認を得ることで、親会社及び国外の関連会社へのデータ移転が可能となる。
 - (b) 標準契約：署名された標準契約については署名日から5営業日以内に個人データ保護庁（KVKK）に通知する必要がある。
- 2024年7月10日、KVKKのウェブサイトで、標準契約の雛形並びに拘束的企業準則の申請書類及び拘束的企業準則に含めるべき重要事項に関するガイドラインが公表された。同ウェブサイトには、別途「[国境を越えたデータの移転の手續及び原則に関する規則](#)」及び標準契約の雛形の英語版も掲載されている。

11. オマーン

- オマーンの個人データ保護法では「国及び他の法定の適格な公的機関の行政的組織による履行の場合」は適用除外とされているところだが（[2022年8月24日号の中東ニュースレター](#)、[2024年3月15日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)）、2024年8月11日、オマーンの運輸・通信・情報技術省は、政府機関による個人データの収集及び処理における義務等を定めた個人データ保護ポリシーを過日公表した旨の[声明](#)を出した。本ポリシーは2026年3月より施行予定である。

12. イスラエル

- 2024年8月5日、イスラエルの国会は、1981年施行のプライバシー保護法の全面改正を可決した。[改正法](#)は2025年8月より施行予定である。GDPR等グローバル水準に適合させることが目指され、主な変更点は以下のとおりである。
 - 定義の変更：
改正前の「データ」が「個人データ」に変更され、オンライン識別子等を含め、特定された又は特定され得る個人に関するあらゆるデータが同法の保護対象となる。また、改正前の「センシティブデータ」が「高度なセンシティブデータ」に変更され、GDPRの「特別な種類の個人データ」と同等程度の種類のデータが対象とされる。
 - データベースの登録義務と報告義務：
プライバシー保護庁（PPA）へデータベースの目的等の登録が義務付けられるのは、一定のデータベース（1万人以上の個人データを含み、主として業務上、又は対価を得る目的で個人データを収

集するために使用されるもの) 及び公的機関のデータベースの管理者に限定される。なお、登録義務の対象外のデータベースでも、10 万人を超える個人に関する高度なセンシティブデータが含まれている場合、当該データベースの管理者には PPA への報告が義務付けられる。

- ・ 執行及び監督権限の強化並びに懲罰的損害賠償：
PPA の執行及び監督権限が強化され、また、裁判所はデータベース又はデータ処理に関する法律違反に対する損害賠償について、損害の証明がなくても、上限 NIS10,000 の範囲で請求を認めることが可能となる。

13. カナダ

- ・ 2024 年 7 月 1 日、ケベック州において、2023 年 4 月に採択された「健康及び社会的サービス情報に関する法律」が施行された。法案の概要や経緯については、[2023 年 7 月 5 日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)及び [2024 年 5 月 15 日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)を参照されたい。

14. ブラジル

- ・ 2024 年 7 月 17 日、ブラジルのデータ保護当局 (ANPD) は、ブラジルにおけるデータ保護オフィサー (DPO) の業務規制を定める 2024 年 7 月 16 日第 18 号決議を公表した。同規則はブラジルの個人情報保護法 (LGPD) における DPO に関する基本的規定を補完するものであり、DPO の指名方法等に関するデータ管理者及び処理者の義務と、DPO はデータ主体及び ANPD とポルトガル語で明確にコミュニケーションできなければならない等の DPO 側の義務を規定している。
- ・ 2024 年 8 月 7 日、ブラジルの科学技術革新通信省 (Ministry of Science, Technology, Innovation and Communications) は、第 5 回全国科学会議において、4 年間で 230 億リラ (約 41 億ドル) を人工知能 (AI) に投資することを定めるブラジル人口知能計画 2024-2028 を公表した。同計画は AI に基づく持続可能で包括的なアクションを通じてブラジル国民の生活を変革すること等を目的としており、AI インフラと開発、AI の普及と訓練及び能力開発、公共サービスのための AI、事業革新のための AI、AI 規制とガバナンスの分野での行動計画を提案している。
- ・ ブラジルの電気通信庁 (ANATEL) は、電気通信部門に適用されるサイバーセキュリティ規制としても知られる 2020 年第 740 号決議を改正する 2024 年 8 月第 767 号決議を公表した。同決議は電気通信事業者の ANATEL に対する報告義務の対象拡大と、データ処理・保存及びクラウド・コンピューティング・サービスの提供者に対する、サプライヤー評価義務の強化の 2 点について修正している。
- ・ 2024 年 8 月 23 日、ブラジルのデータ保護当局は個人データの国際移転に関する規則を含む 2024 年 8 月 23 日第 19 号決議を公表した。同規則は、ブラジルの個人情報保護法 (LGPD) 33 条が規定する十分性認定、標準契約条項 (SCCs)、拘束的企業準則等に関するガイドラインを規定している。具体的には、十分性認定の手続きに関する規定、BCRs が適用される企業集団の定義、BCRs に含むべき内容及び BCRs 認証手続きに関する規定等が含まれている。また、SCCs の更新が行われており、データ管理者及び処理者は、2025 年 8 月 23 日までに新 SCCs に対応する必要があるが、ANPD が、国外や国際機関の

SCCs を ANDP が定めた SCCs と同等と認証した場合には、当該 SCCs は同規則に規定される SCCs と同等のものとして扱われると規定されているほか、SCCs が適用できない例外的場合には、特別契約条項の適用を ANDP に要求できることなどが規定されている。

15. アルゼンチン

- 2024 年 7 月 11 日、デジタル・アイデンティティに関する 2024 年 3720 号法案が、アルゼンチン上院及び下院に提出された。同法案はデジタル・アイデンティティに関する犯罪をアルゼンチン刑法に新たに規定するものであり、親密な関係又は信頼関係にある人の私的 (intimate) な画像や録画を本人の同意なしに何らかの通信手段により流布する行為や、デジタルハラスメント、デジタル・アイデンティティの盗難について 6 ヶ月以上 2 年以下の懲役を科すことを規定している。また、上記犯罪の対象が女性、18 歳未満、70 歳超又は障がい者である等、刑罰が 2 倍に加重される事由を規定している。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com